

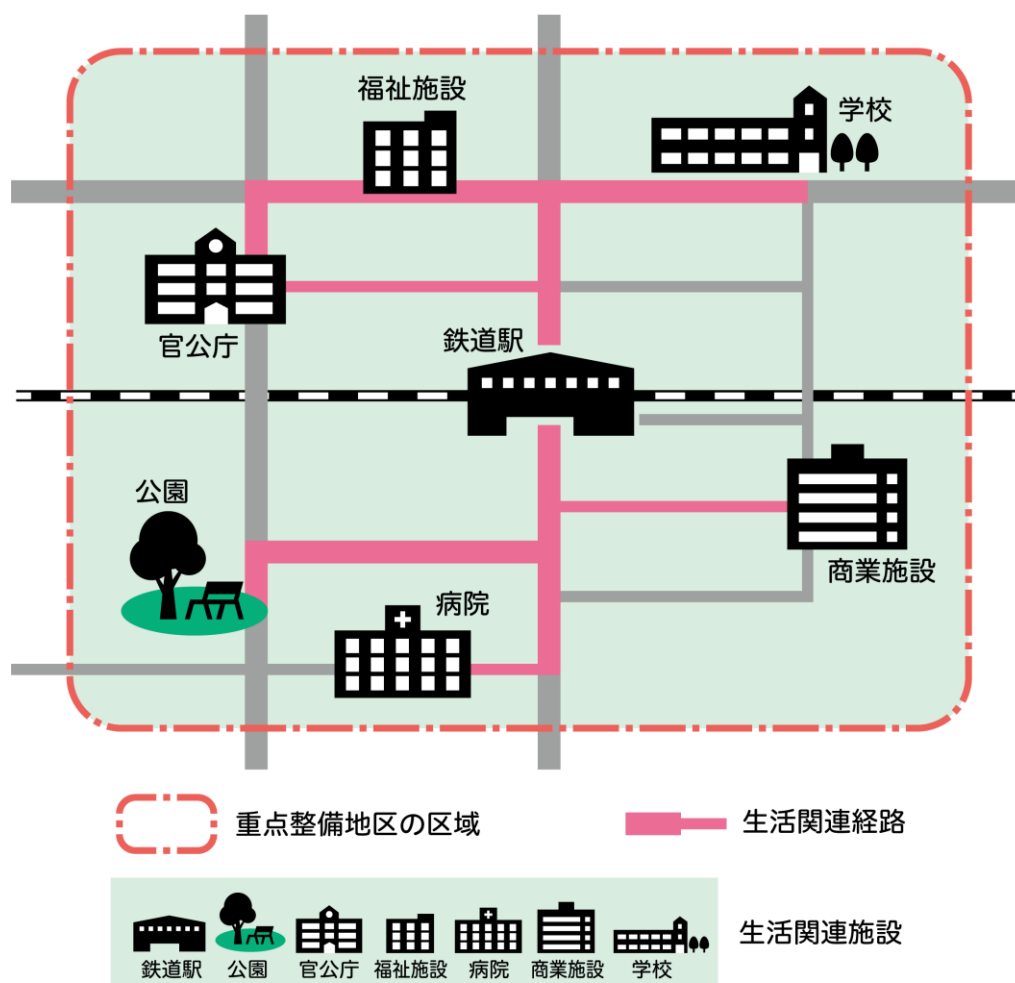
## 第2章 重点整備地区の設定

### 2-1 バリアフリー基本構想制度の概要

バリアフリー法における基本構想は、鉄道駅を中心とした地区や高齢者、障がい者が利用する施設が集まった地区等（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。主に以下の内容を定めます。

重点整備地区	重点的かつ一体的にバリアフリー化を進める地区
生活関連施設	バリアフリー化の対象とする施設
生活関連経路	生活関連施設間を結ぶバリアフリー化の対象とする経路
基本的な取組方針	生活関連施設と生活関連経路のバリアフリー化、心のバリアフリーを進めるための取組方針
特定事業	取組方針に基づき、関係事業者がバリアフリー化を具体化するために取り組む事業

図 重点整備地区のイメージ



## 2-2 重点整備地区の位置及び区域

### (1) 位置

現行の重点整備地区である蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぼーとびあ周辺地区を、引き続き、重点整備地区として設定します。

### (2) 区域

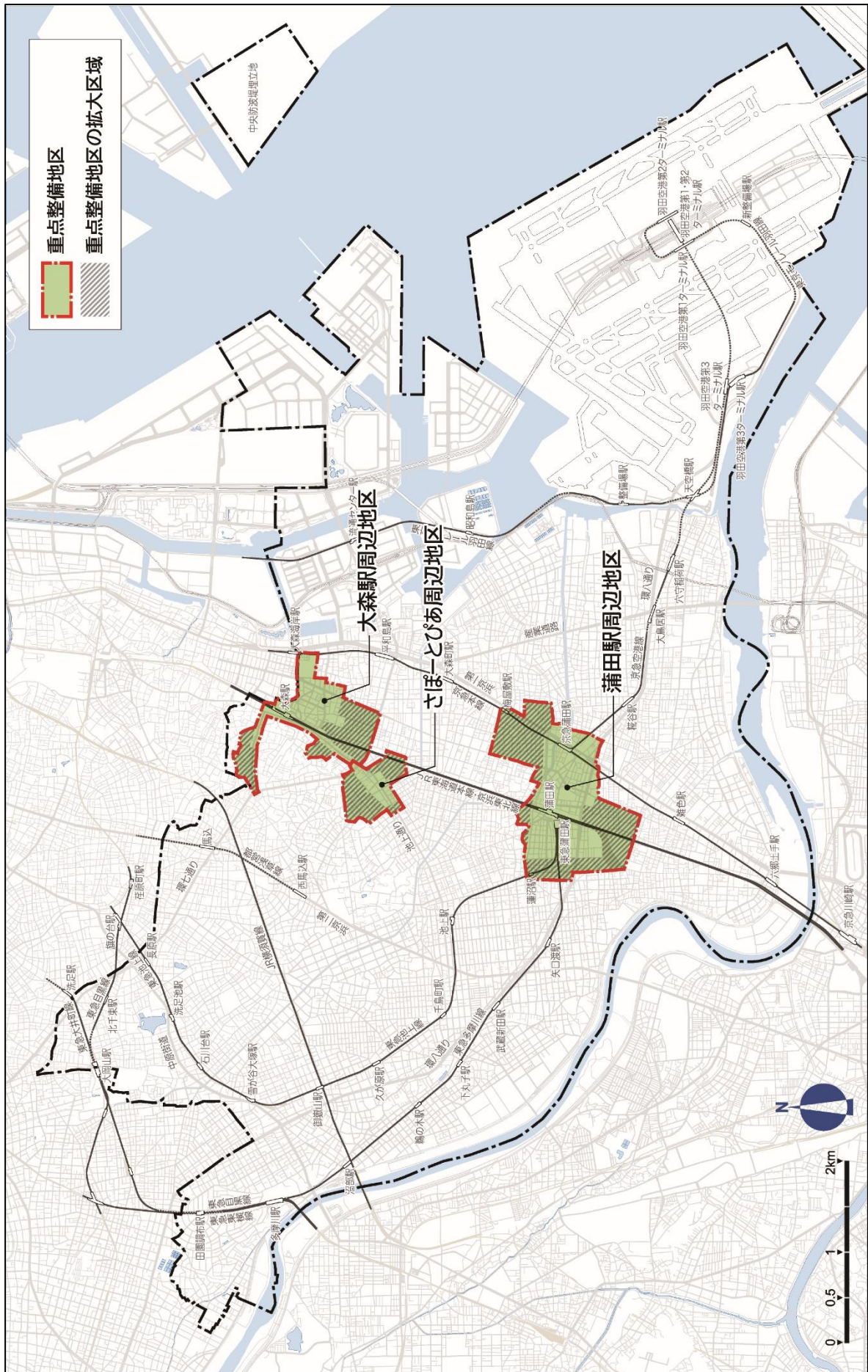
重点整備地区の区域は、大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか“すいすい”方針（令和2年3月策定）で定めた区域（移動等円滑化促進地区）を基準として拡大します。

改定後の面積については、3地区計で改定前の約2倍となります。

表 重点整備地区の面積の拡大

	改定後 (a)	改定前 (b)	a/b (倍率)
蒲田駅周辺地区	約183ha	約92ha	2.0
大森駅周辺地区	約86ha	約48ha	1.8
さぼーとびあ周辺地区	約38ha	約12ha	3.2
3地区計	約307ha	約152ha	2.0

図 重点整備地区の位置及び区域



## 2-3 生活関連施設の設定

生活関連施設は、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設であり、優先してバリアフリー化を図る施設です。

生活関連施設の設定条件については、大田区移動等円滑化促進方針おた街なか“すいすい”方針（令和2年3月改定）及びバリアフリー法の改正内容（※）を踏まえて、下表に示すとおり定めます。

表 生活関連施設の設定条件及び地区別施設数

設定条件			地区別施設数（施設）		
種類	対象範囲		蒲田駅周辺地区	大森駅周辺地区	さぼーとびあ周辺地区
公共交通	旅客施設	一日平均3,000人以上の乗降がある鉄道駅	5	1	0
建築物	公共・公益施設	区役所本庁舎・地域庁舎・特別出張所、税務署、警察署、郵便局・銀行等	14	5	3
	福祉・医療施設	高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、病院等	8	3	5
	文化・教養施設	図書館、区民センター、文化センター等	7	6	3
	教育施設	公立小学校、公立中学校等	7	2	3
	スポーツ施設	総合体育館	1	0	0
	商業施設	店舗面積500㎡以上の小売店	6	2	0
	宿泊施設	都市ホテル（床面積1,000㎡以上のもの）	8	1	0
計			56	20	14



新宿小学校



大森地域庁舎

※ バリアフリー法の改正内容：バリアフリー基準適合義務の対象施設に、公立の小・中学校等が追加されました。

## 2-4 生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設の間を結ぶ経路であり、優先してバリアフリー化を図る経路です。

生活関連経路の設定条件については、下表に示すとおり定めます。

表 生活関連経路の設定条件及び地区別経路の距離

設定条件	地区別経路の距離 (km)		
	蒲田駅周辺地区	大森駅周辺地区	さぼーとぴあ周辺地区
<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活関連施設間の経路を対象とします。</li> <li>○歩道のある道路を原則とします。</li> <li>○鉄道駅またはバス停からの動線と生活関連施設間の移動に配慮した動線を設定します。</li> <li>○生活関連施設の出入口は、生活関連経路と接道するようにします。</li> </ul>	14.4	5.8	3.2



新宿小学校前の道路



入新井第二小学校前の道路

## 2-5 重点整備地区における生活関連施設と生活関連経路

2-3及び2-4における設定条件を踏まえ、次ページ以降に各重点整備地区（蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぼーとぴあ周辺地区）における生活関連施設と生活関連経路を示します。

図 重点整備地区・蒲田駅周辺地区

